

セミナー開催後 レポート

コロナ禍で技能実習生などが入国できない中、国内採用が可能な在留資格『特定技能』がいま注目されています。2019年から始まった『特定技能』を活用するための規定や国ごとの手続きの違い、就労支援の項目規定など活用には様々な知識や準備が必要です。

海外人材の生活サポートを初め、キャリア形成やトラブル解決の豊富なノウハウを持つ、株式会社カムテックが、国際行政書士を講師に迎えて特定技能外国人の活用ノウハウや事例を詳しくお伝えするセミナーをWEBで開催いたしました。

2021年3月5日に開催されたセミナーの様子をレポートでご紹介いたします。

- **【特定技能】人材の活用を学ぶセミナーに27名が参加！**

特定技能を活用する メリットと注意点

キャリアアセットマネジ株式会社

CAM
CAREER ASSET MANAGE INC.



当日はWEB開催のイベントに27名の採用担当者様にご参加いただきました。

在留資格「特定技能」での採用は、産業分野が該当すること、特定技能外国人を支援する必要があるなど、様々な点で注意が必要です。それぞれの産業分野での注意点、採用までの流れ、特定技能外国人の支援などをわかりやすく解説いたしました。

セミナーに参加された企業は、現在外国人材の活用を進められている企業から、今後の活用を検討されている企業まで様々で、このテーマへの関心の高さを感じられました。

■「特定技能」活用のメリットと注意点を事例を挙げてご紹介

当日は行政書士オフィスエム・代表行政書士【宮島陽子】氏と、外国人材のサポートサービスを提供しているカムテックから【鮫島慎吾】がスピーカーを務めました。

在留資格「特定技能」の制度や外国人材が活躍できる環境づくりについて具体的な事例に触れてご説明しました。

特定技能のメリット①

国内採用が可能

技能実習

海外からの採用のみ

特定技能

海外からも国内からも
採用可能

渡航状況に左右されないため安定的に人の確保が可能
日本である程度生活しており、
日本特有の生活や文化に慣れている人の採用が可能

活用事例①



(お菓子製造の企業様の例)

技能実習で該当職種がない

技能実習で該当職種がなく、1年で技能実習を活用。
優秀な人を採用できても1年で帰国してしまう。



特定技能の在留資格新設により、
これまで1年しか活用できなかったが
5年の継続雇用が可能に。

海外人材活用時の様々な障害

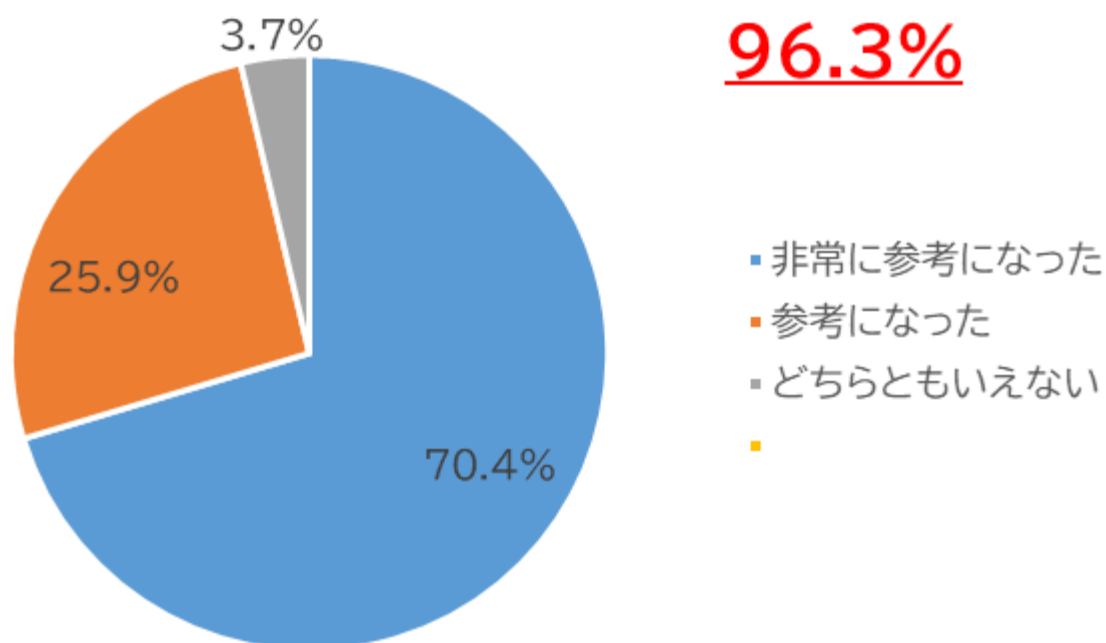
- 外国人という理由で不動産会社に契約を断られてしまった
- 電気ガス水道、インターネットなど物件ごとに契約、管理、支払い対応をするのは手がかかる
- 日本語教育といっても何をしたらいいかわからない
- 社宅の衛生状況や日常の様子が気になるが頻繁には確認にいけない



長く安定して外国人に仕事をしてもらうためにも、
企業にも、働く外国人にもサポートが必要です。

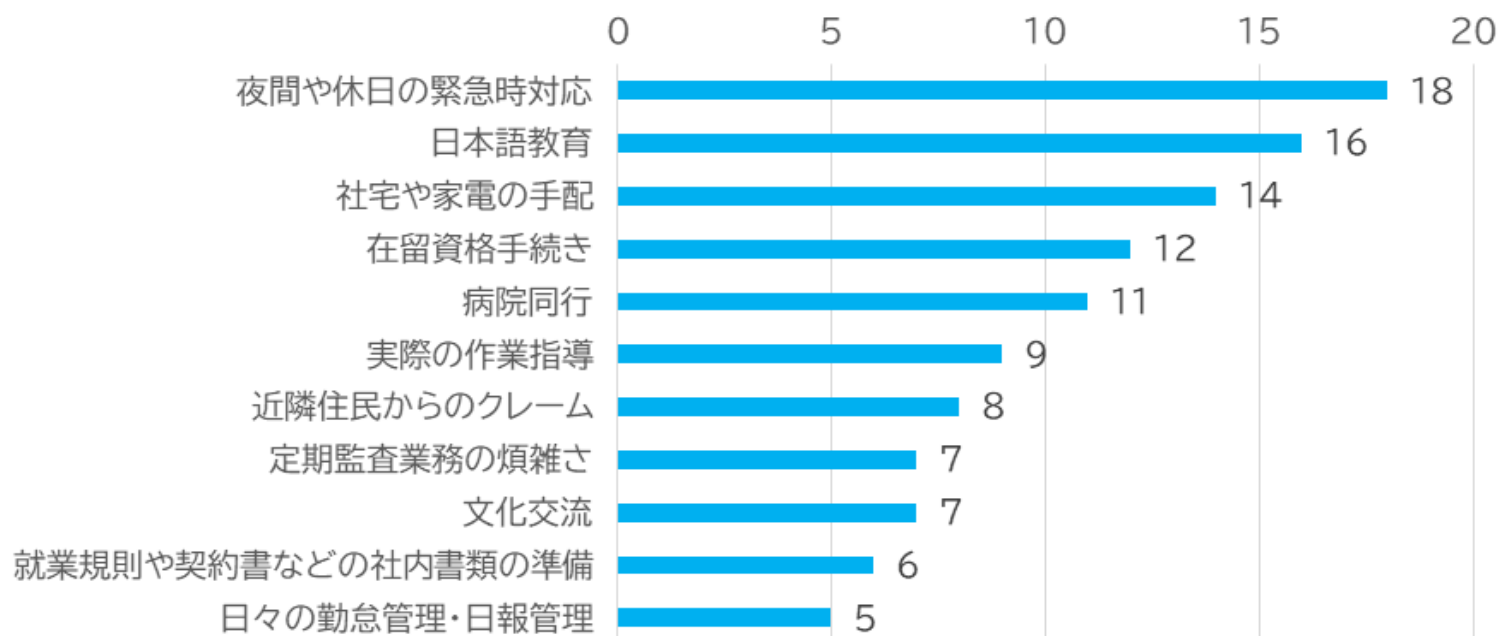
■満足度 96.3%！具体的な課題感も質疑応答でお答えしました

セミナーの満足度



参加された方の満足度は96.3%で、皆様セミナーの内容から得るところがあったようです。

外国人材活用で課題に感じていること(複数選択可)



既に外国人活用を進められている企業様22社に「外国人材活用で課題に感じていること」を伺ったところ、「夜間や休日の

緊急時対応」「日本語教育」を挙げる声が多く、日本での生活やコミュニケーションギャップへの対応がハードルとなっていることがわかりました。

参加された方のご意見は以下のようなものがありました。

「特定技能人材の雇用に取り組みたいが、対象業務などがわかりにくい」

「登録支援機関はどこがいいのか知りたい」

「新しい制度の導入にイチから取り組むのでサポートが欲しい」

特定技能の制度についてまだ課題感を感じておられる声も多く、今後のセミナー企画の参考にさせていただきたいと思います。

■注目のGMSセミナー

キャムテックでは海外人材マネジメントサービス【GMS】のセミナーを定期的を開催しております。より具体的、現場に即したテーマで開催して参りますので、ぜひご参加ください。

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar>